

表示マークと総合防災訓練について

ホテルメトロポリタン仙台 危機管理室

平成26年10月1日からホテルや旅館を対象に「適」の文字をあしらった新しい表示マークの制度が導入され、当ホテルも審査に合格し「表示マーク」を取得することができました。

ご存じのとおり、表示マークを取得できる条件としては、消防機関の審査を受け、消防法令や建築基準法による重要な建築構造などの基準に適合している建物に対して交付される制度です。この制度の目的は、表示マークによってホテルや旅館の防火安全対策に関する情報を利用者に提供することにより、安心して宿泊先を選べるようにすることです。

「表示マーク」交付に伴い、昨年11月7日全国秋季火災予防運動の一環として青葉消防署員、青葉地区婦人防火クラブ員に協力をいただき、当ホテルの自衛消防隊員との合同の総合消防訓練を行いました。

訓練は、勤務体制が最も手薄になる深夜3時に8階805号室から出火、スモークマシンにより煙を充満させ、ホテルフロント及び防災センターを中心に放送設備を使った、宿泊客の避難誘導及び消火器、屋内消火栓設備を使った初期消火訓練、出火室に逃げ遅れた宿泊客2名の救出訓練を実施しました。また、自衛消防隊員によるA E

Dを使用する救命処置や怪我人に対する止血法の訓練も併せて実施しました。ホテルの隊員は日頃から訓練を行っていて、昨年開催された仙台市防火安全協会青葉地区と青葉消防署が共催で開催した消防技術研修会に出場し最優秀賞をいただいた隊員も参加しました。

この一連の訓練で種々学ぶことや反省点が多々ありましたが、ホテルにとっては大変貴重な経験であり、改めて訓練の重要性を再認識した次第です。今後更に表示マークに恥じないように、一層社員の防火防災意識を高め、火事を出さないことを第一に考え、万が一発生した場合には、この訓練の成果を十分に発揮できるように実践的な訓練を重ね、東北の玄関口のホテルとして、お客さまに安心してご利用いただけるように、これからも安全の確保に取り組んでまいります。

当ホテルでは、新たに防災の取り組みとして平成26年4月11日仙台市と「災害時における帰宅困難者の支援に関する協定を」を締結し、帰宅困難者の支援を行うための一時的な滞在場所としての提供及び応急救済に係る活動協力、テナントで扱う商品の提供等、積極的に支援していくこととしています。



帰宅困難者の一時滞在場所の状況



総合防災訓練の状況



表示マークの交付式